

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)
市川市	大町地区

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	97.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	63.8ha
③地区内における40才以上の農業者の耕作面積の合計	96.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	57.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	57.6ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.03ha

### 2 対象地区の課題

- ・ 1経営体当たりの耕作面積は基本構想で定めている指針を超える農業者が多いが、この状況に対し、後継者を確保している割合が少ないため、後継者の発掘、地区外からの就農者の呼び込みを検討することが必要。
- ・ 当地区は果樹栽培農家がほとんどであるが、年々温暖化となり異常気象の影響を受けることも多くなり、この点からも、今後就農する者がいるか不安要素が有る。
- ・ 後継者の有無の違いにより栽培面積の変化が見られ、一部に放任園が生じてきており、周辺農家への影響が大きくなり、負担増が心配な状況である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 大町地区の農地利用は、
- ①農地を引き継ぐ予定の後継者がいる中心経営体を核に複数の認定農業者が農地の集約を担う
  - ②農業経営を希望する認定新規就農者の受入れを促進する
  - ③パート、アルバイト等の臨時的就労者の活用を図ることにより対応していく。

※「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、市町村の基本構想で目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹(梨)	1.5 ha	果樹(梨)	1.5 ha	大町
認農		果樹(梨)	1.7 ha	果樹(梨)	1.8 ha	大町
認農		果樹(梨)	3.2 ha	果樹(梨)	3.2 ha	大町
認農		果樹(梨)	2.4 ha	果樹(梨)	2.4 ha	大町
認農		果樹(梨)	1.9 ha	果樹(梨)	1.9 ha	大町
認農		果樹(梨)	3.1 ha	果樹(梨)	3.1 ha	大町
認農		果樹(梨)	4.2 ha	果樹(梨)	4.2 ha	大町
認農		果樹(梨)	0.7 ha	果樹(梨)	0.7 ha	大町
認農		果樹(梨)	1.5 ha	果樹(梨)	1.5 ha	大町
認農		果樹(梨)	2.2 ha	果樹(梨)	2.2 ha	大町
認農		果樹(梨)	2.9 ha	果樹(梨)	2.9 ha	大町
認農		果樹(梨)	0.1 ha	果樹(梨)	1.4 ha	大町
認農		果樹(梨)	3.8 ha	果樹(梨)	3.8 ha	大町
認農		果樹(梨)	1.4 ha	果樹(梨)	1.4 ha	大町
認就		野菜	0.3 ha	野菜	0.7 ha	大町
認農		果樹(梨)	2.8 ha	果樹(梨)	2.8 ha	大町
認農		果樹(梨)	2.0 ha	果樹(梨)	2.0 ha	大町
計	17人		35.7 ha		37.5 ha	

※経営面積は小数点第2位を四捨五入しております。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○ 農地の貸付け等の意向 実施したアンケートでは、貸付け等の意向が確認された農地の記載はなかったが、今後荒廃農地化を防止するため、貸付希望農家の発掘に努めていく。</p>
<p>○ 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大町地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に係わらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく方針とする。</li> <li>・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</li> <li>・農地中間管理事業による貸付は所有権の移転が伴わないことへの理解を進める。</li> <li>・農地中間管理事業のメリット、デメリットについて情報提供を図り、農地中間管理機構の周知を進める。</li> </ul>
<p>○ 新規・特産化作物の導入方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北千葉道路整備事業の進捗や近年の気候の変化を踏まえ、大町地区の主要な農産物である梨について六次産業化に向けて研究していく。</li> <li>・都市農業の利便性を生かした収益性の高い農作物の導入や六次産業化に向けて研究していく。</li> </ul>
<p>○ 鳥獣被害防止対策の取組方針 荒廃農地の解消に加え、狩猟免許保有者を増やすなど捕獲体制の構築に取り組む。</p>
<p>○ 災害対策への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雹災害、暴風災害等の被害防止のため、多目的防災網の整備に取り組む。</li> <li>・高温障害対策として、かん水施設の整備に取り組む。</li> <li>・上記2点の取り組みには、市及び県の補助制度の活用を図る。</li> </ul>
<p>○ 都市農業モデル確立への取組方針 農業者、行政、研究組織等が連携し、生産効率の向上や周囲の環境へ配慮した農業を展開することにより、農業者や新規就農者にとって魅力ある都市農業モデルの確立へ取り組む。 また、大消費地に近い利点や、SNSでの情報発信の利点を踏まえた販売戦略の再構築を進めていく。</p>